

介護保険 福祉用具購入の手引き

福岡県介護保険広域連合
令和7年6月

目 次

1	基本的な考え方	P1
	(1) 支給限度基準額	
	(2) 支払方法	
	(3) 福祉用具購入費支給の要件	
2	福祉用具購入対象種目	P3
3	福祉用具購入の流れ・支給申請に必要な書類	P5
	(1) 福祉用具購入の流れ	
	(2) 支給申請に必要な書類	
4	福祉用具の再購入について	P7
5	福祉用具購入に関するQ & A	P8

1 基本的な考え方

在宅の要介護者等が、都道府県知事の指定を受けた指定特定福祉用具販売事業所から、入浴や排泄に用いる福祉用具等の一定のものを購入したときは、居宅介護福祉用具購入費が保険給付対象となります。

購入費の対象となるのは、福祉用具のうち貸与になじまない性質のもので、支給は当広域連合が日常生活の自立を助けるために必要と認める場合となります。事業所の福祉用具専門相談員は、専門的知識に基づく助言を行います。

(1) 支給限度基準額

福祉用具購入費の支給限度基準額は、消費税込みで10万円です。

支給限度額管理期間は毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間で、当該購入日（代金完済日：領収書記載日）の属する年度において管理されます。支給限度基準額を超えた部分の購入費用は全額自己負担となります。

また、同一年度に一度、福祉用具購入費が支給されると、以後の期間に同一種目の福祉用具については福祉用具購入費は支給されません。

(2) 支払方法

「償還払」と「受領委任払」があります。

① 償還払

利用者が事業所に代金の全額を支払い、その後、広域連合から利用者へ保険給付分（7～9割）を支給する方法です。

② 受領委任払

利用者が事業所に負担割合分（1～3割）を支払い、その後、広域連合から事業所へ保険給付分（7～9割）を支給する方法です。

※介護保険料を滞納している方は受領委任払を利用できません。

※受領委任払の利用は、事前に広域連合と受領委任払契約を行っている事業所に限ります。

◎償還払・受領委任払とも毎月20日に支給します。20日が土日祝日の場合は、その直前の営業日に支給します。

(3) 福祉用具購入費支給の要件

以下の①～⑤の要件をすべて満たしている場合、福祉用具購入費の支給を受けることができます。

① 要支援1・2及び要介護1～5の認定を受けていること

- ② 利用者が在宅生活をしていること
- ③ 利用者の日常生活の自立を助けるために必要なものであること
- ④ 指定介護予防支援事業所又は指定居宅介護支援事業所の担当介護支援専門員が福祉用具購入の必要性を認めていること
(担当介護支援専門員がいない場合については、介護支援専門員や福祉用具専門相談員等の専門職が福祉用具購入の必要性を検討すること)
- ⑤ 都道府県から特定(介護予防)福祉用具販売の指定を受けた事業所から購入すること

貸与・購入の選択制の対象となっている福祉用具を購入する場合は、①～⑤に加え、次の⑥も要件となります。

- ⑥ 福祉用具専門相談員または介護支援専門員が、福祉用具貸与または特定福祉用具販売のいずれかを利用者が選択できることについて、利用者等に対し、メリットとデメリットを含め十分説明を行うとともに、利用者の選択に当たって必要な情報を提供することとし、また医師や専門職(介護支援専門員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士)の意見や利用者の身体状況等をふまえ、提案を行うこと

なお、貸与・購入の選択制となっている福祉用具を販売した事業所は、次のア及びイを行う必要があります。

- ア 福祉用具専門相談員は、特定福祉用具販売計画の作成後、当該計画における目標の達成状況を確認すること。
- イ 利用者等からの要請等に応じて、販売した福祉用具の使用状況を確認するように努めるとともに、必要な場合は、使用方法の指導、修理等(メンテナンス)を行うよう努めること。

2 福祉用具購入対象種目

福祉用具購入対象種目は次のとおりです。

なお、一部の福祉用具については購入と貸与の選択制となっています。

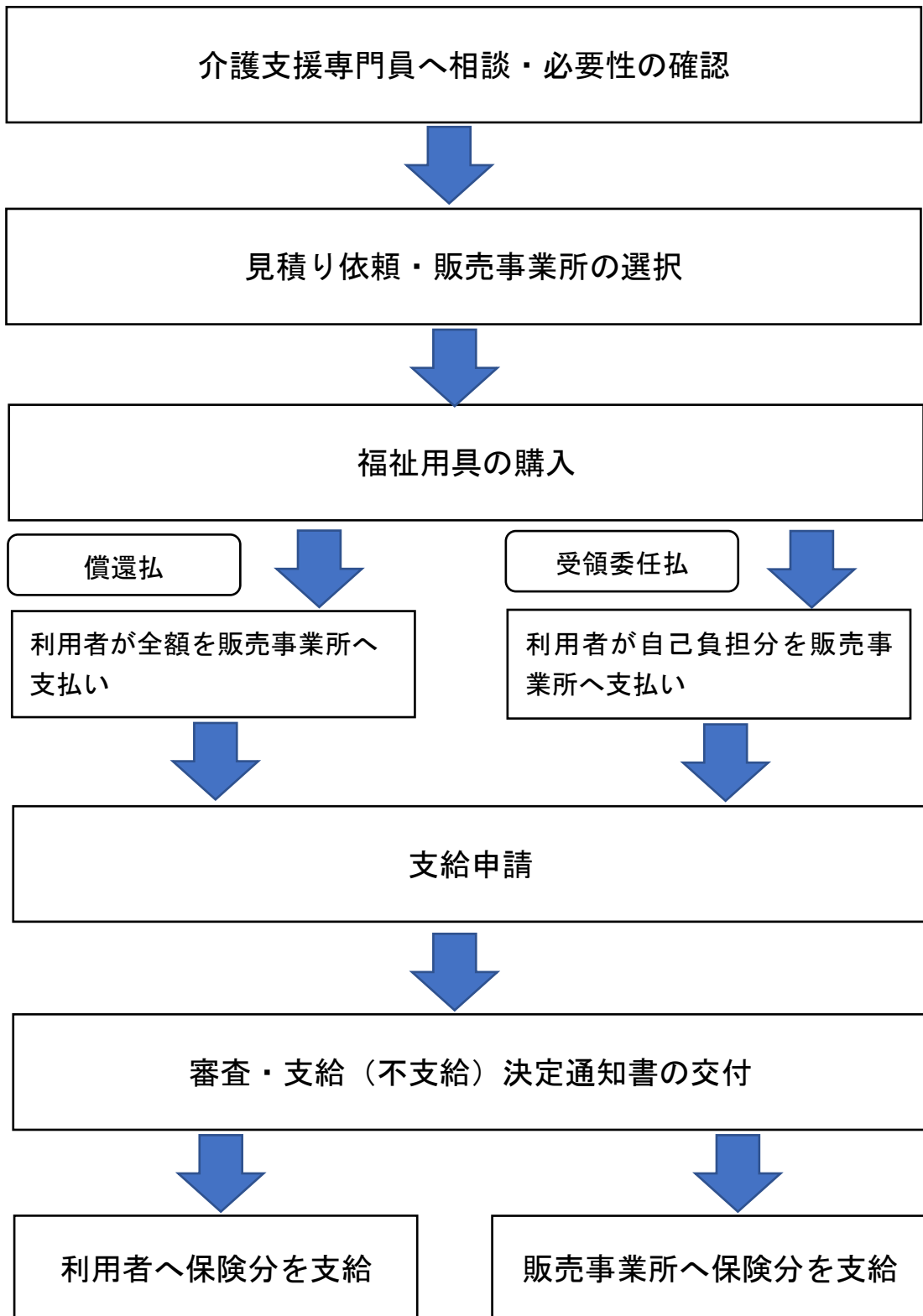
※広域連合では、公益財団法人テクノエイド協会が購入対象と判断した製品を保険給付の対象とします（但し既製品で対応できない場合は除く。）。

対象種目	対象範囲
1 腰掛便座	次のいずれかに該当するもの。 ①和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの（腰掛式に変換する場合に高さを補うものを含む。）。 ②洋式便器の上に置いて高さを補うもの。 ③電動式又はスプリング式で便座から立ち上がる際に補助できる機能を有しているもの。 ④便座、バケツ等からなり、移動可能である便器（水洗機能を有する便器を含み、居室において利用可能であるものに限る。）。但し、設置に要する費用については対象とならない。
2 自動排泄処理装置の交換可能部品	自動排泄処理装置の交換可能部品（レシーバー、チューブ、タンク等）のうち尿や便の経路となるものであって、居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に交換できるもの（専用パッド、洗浄液等排泄の都度消費するもの及び専用パンツ、専用シート等の関連製品は除く。）。
3 排泄予測支援機器	利用者が常時装着した上で、膀胱内の状態を感知し、尿量を推定するものであって、一定の量に達したと推定された際に、排尿の機会を居宅要介護者等又はその介護を行う者に自動で通知するもの（専用ジェル等装着の都度、消費するもの及び専用シート等の関連製品は除く。）。
4 入浴補助用具	①入浴用いす 座面の高さが概ね35センチメートル以上のもの又はリクライニング機能を有するものに限る。 ②浴槽用手すり 浴槽の縁を挟み込んで固定することができるものに限る。 ③浴槽内いす

	<p>浴槽内に置いて利用することができるものに限る。</p> <p>④入浴台 浴槽の縁にかけて浴槽への出入りを容易にすることができるものに限る。</p> <p>⑤浴室内すのこ 浴室内に置いて浴室の床の段差の解消を図ることができるものに限る。</p> <p>⑥浴槽内すのこ 浴槽の中に置いて浴槽の底面の高さを補うものに限る。</p> <p>⑦入浴用介助ベルト 居宅要介護者等の身体に直接巻き付けて使用するものであって、浴槽への出入り等を容易に介助することができるものに限る。</p>
5 簡易浴槽	<p>空気式又は折りたたみ式等で容易に移動できるものであって、取水又は排水のために工事を伴わないもの（硬質の材質であっても使用しないときに立て掛けること等により収納できるものを含むものであり、また、居室において必要があれば入浴が可能なものに限られる。）。</p>
6 移動用リフトのつり具の部分	<p>身体に適合するもので、移動用リフトに連結可能なものであること。</p>
7 スロープ （購入・貸与選択制）	<p>段差解消のためのものであって、取付けに際し工事を伴わないものに限る（貸与告示第8項に掲げる「スロープ」のうち、主に敷居等の小さい段差の解消に使用し、頻繁な持ち運びを要しないものをいい、便宜上設置や撤去、持ち運びができる可搬型のものは除く。）。</p>
8 歩行器 （購入・貸与選択制）	<p>歩行が困難な者の歩行機能を補う機能を有し、移動時に体重を支える構造を有するものであって、四脚を有し、上肢で保持して移動させることが可能なもの（貸与告示第9号に掲げる「歩行器」のうち、脚部が全て杖先ゴム等の形状となる固定式又は交互式歩行器をいい、車輪・キャスターが付いている歩行車は除く。）。</p>
9 歩行補助つえ（購入・貸与選択制）	<p>カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、プラットホームクラッチ及び多点杖に限る。</p>

3 福祉用具購入の流れ・支給申請に必要な書類

(1) 福祉用具購入の流れ



(2) 支給申請に必要な書類

申請に必要な書類	備考
<p>1 支給申請書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給申請書（償還払い用） ・介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給申請書（受領委任払用） 	<p>該当する申請書を提出してください。</p>
<p>2 領収書</p>	<p>宛名は被保険者氏名のもの。 原本と写しの両方を提出してください。（原本は受付後に返却します。）</p>
<p>3 パンフレット</p>	<p>福祉用具の写真・名称・TAISコード・金額等が記載されているもの。（写し可。<u>TAISコードの記載がない場合は、パンフレットに補記してください。</u>）</p>
<p>4 納品が確認できる写真</p>	<p>写真貼付用紙に品名、被保険者番号、被保険者氏名を記載、写真を添付し提出してください。（任意様式でも可） 写真はカラーで日付入りのもの。 <u>福祉用具を使用する場所で撮影してください。</u></p>
<p>5 対象の福祉用具が排泄予測支援機器の場合に必要な書面</p>	<p>排泄予測支援機器の場合、次のいずれかの書面を提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護認定審査における主治医の意見書 ・サービス担当者会議等における医師の所見 ・介護支援専門員等が聴取した居宅サービス計画等に記載する医師の所見 ・個別に取得した医師の診断書
<p>6 平面図 （スロープを購入する場合）</p>	<p>スロープを購入する場合、使用箇所がわかるよう平面図を提出してください。</p>

4 福祉用具の再購入について

原則、同一種目の福祉用具の購入について、複数回の支給はできません。

ただし、すでに購入した福祉用具の破損や、要介護者等の介護の必要の程度が著しく高くなった等の特別の事情がある場合は、広域連合が認める場合において、同一種目であっても福祉用具購入費は支給されます。

広域連合では、同一品目の福祉用具の再購入は次のとおりとします。

	本人及び福祉用具の状態	購入可否
1	利用する人の心身の状況等の著しい変化により、購入した福祉用具が合わなくなった場合	再購入可（福祉用具が合わなくなった理由を支給申請書に記載してください。）
2	破損（部品交換ができる場合）	部品購入可 （破損状態の分かる写真を提出してください。また破損状態について支給申請書に記載してください。）
3	破損（部品交換ができない場合）	再購入可 （破損状態の分かる写真を提出してください。また破損状態について支給申請書に記載してください。）
4	カビ等による汚れ・福祉用具の紛失	部品購入不可、再購入不可
5	劣化	劣化により使用に支障を来たす場合は、再購入可。 （劣化状態が分かる写真を提出してください。また、劣化状態について支給申請書に記載してください。）

（注意事項）

- 1 再購入の必要性を支給申請書に記載してください。
- 2 支給審査の過程において、申請書等書面だけでなく以前購入した用具及び再購入した用具を現地確認させていただくことがありますので、以前購入した用具は支給決定まで処分しないようご注意ください。
- 3 本人・福祉用具の状態によっては、広域連合の審査の結果、購入の可否が上記表と異なる場合があります。

5 福祉用具購入に関するQ & A

国から示されている福祉用具購入に関するQ & Aをまとめたものです。

Q 1 部品購入費

介護保険の適用となる特定福祉用具の部品を交換した場合の部品購入費は福祉用具購入費の対象となるか。

A 1 福祉用具を構成する部品については、福祉用具購入費の対象となる福祉用具であって、製品の構造上、部品交換がなされることが前提となっている部品について、市町村が部品を交換することを必要と認めた場合には、介護保険の適用対象となる。

(12. 4. 28 事務連絡 介護保険最新情報 vol. 71 介護報酬等に係る Q&A vol. 2)

Q 2 福祉用具購入費の支給

福祉用具購入費の支給について、下のようなケースの限度額管理はいずれの年度において行われるか。

①平成 12 年度に福祉用具の引渡を受け、平成 13 年度に代金を支払い保険給付を請求したケース

②平成 12 年度に福祉用具の引渡を受け代金も支払ったが、保険給付の請求は平成 13 年度に行ったケース

A 2 介護保険法第 44 条においては、福祉用具を購入したとき、すなわち代金を完済したときに保険給付の請求権が発生し、当該購入した日（代金を完済した日：実務的には領収証記載の日付）の属する年度において支給限度額を管理することとされている。

したがってケース①は平成 13 年度において、ケース②は平成 12 年度において、それぞれ限度額管理が行われる。

※保険給付の請求権の消滅時効については、保険給付の請求権の発生時（代金を完済した日）の翌日を起算日とする。

(14. 3. 28 事務連絡 運営基準等に係る Q&A)

Q 3 排泄予測支援機器

「介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて」（老企第 3 4 号平成 12 年 1 月 31 日厚生省老人保健福祉局企画課長通知）（以下「解釈通知」という。）では、排泄予測支援機器について「利用者が常時装着した上で、膀胱内の状態を感知し、尿量を推定するものであって、一

定の量に達したと推定された際に、排尿の機会を居宅要介護者等又はその介護を行う者に自動で通知する」とあるが、通知について、どのようなものを想定しているか。

A 3 排泄予測支援機器が本体から、専用のアプリケーションがダウンロードされたスマートフォンやタブレット等に近接通信機能（ブルートゥース）で通知するものが想定される。

なお、解釈通知では「福祉用具貸与の種目及び特定福祉用具の種目に該当しない機能が含まれる場合は、法に基づく保険給付の対象外」とされているが、上記のようにインターネットを使用せず、排泄予測支援機器本体からスマートフォン等に通知する場合は、これにあてはまらない。

(22. 3. 31 事務連絡 介護保険制度の福祉用具・住宅改修に係る Q & A の送付について)

Q 4 排泄予測支援機器

給付対象や利用が想定しにくい者については、「介護保険の給付対象となる排泄予測支援機器の留意事項について」（老高発 0 3 3 1 第 3 号令和 4 年 3 月 3 1 日厚生労働省老健局高齢者支援課長通知）（以下「留意事項通知」とする。）に規定されているが、独居の者も含まれるのか。

A 4 使用方法については以下のような方法が考えられる。

- ① 居宅要介護者等本人が装着し排尿の機会を知らせることで、適時にトイレに移動し排泄する。
- ② 介助者が通知により、排泄の声かけやトイレへの誘導を行い、本人の排泄を促す。

そのため、独居の場合でも①のような使用方法があり、必ずしも給付対象外になるものではないが、排泄予測支援機器の使用目的の理解や試用状況等を特に確認の上、適切に使用することにより、トイレでの自立した排泄が期待できるのか、十分に検討すること。

(22. 3. 31 事務連絡 介護保険制度の福祉用具・住宅改修に係る Q & A の送付について)

Q 5 排泄予測支援機器

留意事項通知の 2 では、調査項目 2 - 5 排尿の直近の結果が「1. 介助されていない」の者については、利用が想定しにくいとしているが、おむつ等を使用しているも、自分で準備から後始末まで行っている者が、トイレでの自立した排尿を目的として使用する場合は如何。

A 5 留意事項通知の2で規定している者については、一般的に使用が想定しにくい者を記しているが、十分に検討の上、適切に使用することにより、トイレでの自立した排泄が期待できる場合は対象として差し支えない。

(22.3.31 事務連絡 介護保険制度の福祉用具・住宅改修に係るQ & Aの送付について)

Q 6 排泄予測支援機器

留意事項通知の3では、販売に当たり、膀胱機能等を医師の所見等で確認することとしているが、販売を検討する以前の段階で既に確認しているような場合、改めての確認が必要か。

A 6 居宅要介護者等の膀胱機能について、留意事項通知3の(1)から(4)のいずれかの方法により既に確認をしたことがある場合であって、当該時点から居宅要介護者等の状態も概ね変化等がないと考えられる場合は、改めての確認は不要である。

(22.3.31 事務連絡 介護保険制度の福祉用具・住宅改修に係るQ & Aの送付について)

Q 7 排泄予測支援機器

常時失禁の状態の者でおむつの交換時期等を把握するため、排泄予測支援機器を給付することは可能か。

A 7 排泄予測支援機器はトイレでの自立に向けた排泄を促すことを目的として給付対象としているので、このような使用を目的として給付することは適切ではない。

(22.3.31 事務連絡 介護保険制度の福祉用具・住宅改修に係るQ & Aの送付について)

Q 8 排泄予測支援機器

「自動排泄処理装置」を貸与されている居宅要介護者等が購入した場合も保険給付対象となるのか。

A 8 自動排泄処理装置を貸与されていることのみをもって、排泄予測支援機器の給付が対象外になることはない。ただし、自動排泄処理装置を必要とする場合、排泄予測支援機器を必要とする場合は異なるものと考えられることから、要介護者等の状態や目的等を十分に聴取して、十分な検討が必要である。

(22.3.31 事務連絡 介護保険制度の福祉用具・住宅改修に係るQ & Aの送

付について)

Q 9 排泄予測支援機器

要支援者、要介護 4・5 の者でも給付対象とすることは可能か。

A 9 留意事項通知等で示す状態に該当し、排泄予測支援機器を使用することによって自立した排尿が期待できる場合に給付対象とすることは可能である。

(22. 3. 31 事務連絡 介護保険制度の福祉用具・住宅改修に係る Q & A の送付について)

Q10 排泄予測支援機器

特定福祉用具販売事業所(福祉用具専門相談員)が留意事項通知の 4 で規定されている販売に当たり確認すべき事項について、どのような点に注意することが考えられるか。

A10 留意事項通知 4 の販売に当たり確認すべき事項(1)～(3)については、以下の点について注意されたい

- (1) 排泄予測支援機器はトイレでの自立した排泄を促すことを目的としており、失禁をなくすものではないことを理解していること。
- (2) 製品によっては体型や体質により装着が困難な者もいるとされていることから、製品の特徴等を十分に説明した上で、装着後の状況等を聴取すること。
- (3) 通知を受信するスマートフォン等の使用に慣れており、通知を確認・理解することができるか、また、使用前の介助状況を確認し、居宅要介護者等が主に過ごしている居室等からトイレまでの介助方法や時間等を確認すること。

また、必ずしも販売にあたり試用は要件ではないが、(2)と(3)を確認するためには一定期間の試用が望ましいこと、(1)についても試用を通じて理解が促進されることから、退所前の施設等で使用していた等の特別な事情がない限り、試用を推奨し、積極的な助言に努めるとともに、継続した利用が困難な場合は試用の中止を助言すること。

(22. 3. 31 事務連絡 介護保険制度の福祉用具・住宅改修に係る Q & A の送付について)

Q11 排泄予測支援機器

市町村で福祉用具購入費の申請を受けた際の審査において、給付対象の状態であることをどのように把握したらよいのか。

A11 留意事項通知5の記載のとおり、以下の書類等を利用者は市町村に提出することとしている。

- ・ 必要事項（※）が記載された申請書
- ・ 領収証及び当該特定福祉用具のパンフレットその他の当該特定福祉用具の概要を記載した書面
- ・ 医学的な所見が分かる書類

（※）特定福祉用具の種目、商品名、製造事業者名及び販売事業者名、購入に要した費用及び当該購入を行った年月日、必要である理由。なお、必要な理由については、居宅サービス計画又は特定福祉用具販売計画の記載で確認できる場合は不要である。

また、試用状況等の確認に際して、特定福祉用具販売事業所等が整理した別添の確認調書のような書類について、市町村は必要に応じて利用者に対して提出等を求めている。なお、申請書や特定福祉用具販売計画等に確認調書と同様のことを記載することについても考えられる。

（別添確認調書は省略）

（22.3.31 事務連絡 介護保険制度の福祉用具・住宅改修に係るQ & Aの送付について）

Q12 特定福祉用具販売種目の再支給等について

特定福祉用具販売の種目は、どのような場合に再支給又は複数個支給できるのか。

A12 居宅介護福祉用具購入費の支給が必要と認める場合については、介護保険法施行規則第70条第2項において「当該既に購入した特定福祉用具又は特定介護予防福祉用具が破損した場合、当該居宅要介護被保険者の介護の必要の程度が著しく高くなった場合その他特別の事情がある場合であつて、市町村が当該申請に係る居宅介護福祉用具購入費の支給が必要と認めるときは、この限りでない。」とされており、「その他特別な事情」とは、利用者の身体状況や生活環境等から必要と認められる場合の再支給のほか、ロフトランドクラッチやスロープのような種目の性質等から複数個の利用が想定される場合も含まれる。

（24.3.15 事務連絡 介護保険最新情報 vol.1225 令和6年度介護報酬改定に関するQ&A vol.1）

Q13 貸与と販売の提案に係る利用者の選択に資する情報提供について

福祉用具専門相談員又は介護支援専門員が提供する利用者の選択に当たって必要な情報とはどういったものが考えられるか。

A13 利用者の選択に当たって必要な情報としては、

- ・ 利用者の身体状況の変化の見通しに関する医師やリハビリテーション専門職等から聴取した意見
- ・ サービス担当者会議等における多職種による協議の結果を踏まえた生活環境等の変化や福祉用具の利用期間に関する見通し
- ・ 貸与と販売それぞれの利用者負担額の違い
- ・ 長期利用が見込まれる場合は販売の方が利用者負担額を抑えられること
- ・ 短期利用が見込まれる場合は適時適切な福祉用具に交換できる貸与が適していること
- ・ 国が示している 福祉用具の平均的な利用月数（※）

等が考えられる。

※選択制の対象福祉用具の平均的な利用月数（出典：介護保険総合データベース）

- ・ 固定用スロープ : 13.2ヶ月
- ・ 歩行器 : 11.0ヶ月
- ・ 単点杖 : 14.6ヶ月
- ・ 多点杖 : 14.3ヶ月

（24.3.15 事務連絡 介護保険最新情報 vol.1225 令和6年度介護報酬改定に関するQ&A vol.1）

Q14 担当する介護支援専門員がいない利用者について

担当する介護支援専門員がいない利用者から福祉用具貸与事業所又は特定福祉用具販売事業所に選択制の対象福祉用具の利用について相談があった場合、どのような対応が考えられるのか。

A14 相談を受けた福祉用具貸与事業所又は特定福祉用具販売事業所は、当該福祉用具は貸与と販売を選択できることを利用者に説明した上で、利用者の選択に必要な情報を収集するために、地域包括支援センター等と連携を図り対応することなどが考えられる。

（24.3.15 事務連絡 介護保険最新情報 vol.1225 令和6年度介護報酬改定に関するQ&A vol.1）

Q15 貸与と販売の選択に係る情報提供の記録方法について

福祉用具専門相談員は、利用者に貸与と販売の選択に資する適切な情報を提供したという事実を何に記録すればよいのか。

A15 福祉用具貸与・販売計画又はモニタリングシート等に記録することが考

えられる。

(24.3.15 事務連絡 介護保険最新情報 vol. 1225 令和6年度介護報酬改定に関する Q&A vol. 1)

Q16 選択制の 対象福祉用具の販売後の取り扱いについて

選択制の対象種目の販売後のメンテナンス等に係る費用は利用者が負担するののか。

A16 販売後のメンテナンス等にかかる費用の取扱いについては、利用者と事業所の個別契約に基づき、決定されるものと考えている。

(24.3.15 事務連絡 介護保険最新情報 vol. 1225 令和6年度介護報酬改定に関する Q&A vol. 1)

Q17 スロープの給付に係るサービス区分に係る判断基準について

スロープは、どのような基準に基づいて「福祉用具貸与」、「特定福祉用具販売」、「住宅改修」に区別し給付すればよいのか。

A17 取り付けに際し、工事を伴う場合は住宅改修とし、工事を伴わない場合は福祉用具貸与又は特定福祉用具販売とする。

(24.3.15 事務連絡 介護保険最新情報 vol. 1225 令和6年度介護報酬改定に関する Q&A vol. 1)

Q18 選択制の対象となる福祉用具の購入後の対応について

選択制の対象となる福祉用具を購入したのちに、修理不能の故障などにより新たに必要となった場合、特定福祉用具販売だけでなく福祉用具貸与を選択することは可能か？また、販売後に身体状況の変化等により、同じ種目の他の福祉用具を貸与することは可能か。

A18 いずれも可能である。なお、福祉用具の販売または貸与のいずれかを提案するに当たっては、利用者の身体の状況等を踏まえ、十分に検討し判断すること。

(24.4.30 事務連絡 介護保険最新情報 vol. 1261 令和6年度介護報酬改定に関する Q&A vol. 5)

Q19 医学的所見の取得について

理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士のリハビリテーション専門職から医学的な所見を取得しようとする場合、利用者を担当している福祉用具貸与事業所にリハビリテーション専門職が所属していれば、その職員から

医学的所見を取得することは可能か。

また、利用者を担当している福祉用具専門相談員が、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の資格を所持している場合は、当該福祉用具専門相談員の所見を持って医学的所見とすることは可能か。

A19 選択制の提案に必要な医学的所見の取得に当たっては、利用者の身体状況や生活環境等の変化の観点から、利用者の過去の病歴や身体状況等を把握している専門職から聴取することを想定しており、例えば、質問で挙げられている職員が、医師と連携のもと利用者の入院期間中にリハビリテーションを担当している場合や、利用者に訪問リハビリテーションも提供している場合等であれば可能である。

(24. 4. 30 事務連絡 介護保険最新情報 vol. 1261 令和6年度介護報酬改定に関するQ&A vol. 5)

Q20 選択制の検討・提案に当たって医学的所見の取得に当たり、所見の取得方法や様式の指定はあるのか？

A20 聴取の方法や様式に特段の定めはない。

(24. 4. 30 事務連絡 介護保険最新情報 vol. 1261 令和6年度介護報酬改定に関するQ&A vol. 5)

Q21 一度貸与を選択した利用者に対して、一定期間経過後に、再度貸与の継続または販売への移行を提案する場合において、改めて医師やリハビリテーション専門職から医学的所見を取得する必要があるのか？

A21 販売への移行を提案する場合においては、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士のいずれかから聴取した意見又は、退院・退所時カンファレンス又はサービス担当者会議といった多職種による協議の結果を踏まえる必要がある。貸与の継続に当たっては、必要に応じて聴取等をするものとして差し支えない。

(24. 4. 30 事務連絡 介護保険最新情報 vol. 1261 令和6年度介護報酬改定に関するQ&A vol. 5)

Q22 選択制の対象の販売品について

選択制対象福祉用具に関しての中古品の販売は可能か。

A22 今般の選択制の導入以前から特定福祉用具販売の対象になっている福祉用具は、再利用に心理的抵抗感が伴うものや、使用により形態・品質が変化

するものであり、基本的には中古品の販売は想定していない。

また、選択制の導入に伴い、「固定用スロープ」「歩行器」「単点杖」「多点杖」が新たに特定福祉用具販売の対象となったが、これらについても原則として新品の販売を想定している。これは、福祉用具貸与では中古品の貸出しも行われているところ、福祉用具貸与事業所によって定期的なメンテナンス等が実施され、過去の利用者の使用に係る劣化等の影響についても必要に応じて対応が行われる一方で、特定福祉用具販売では、販売後の定期的なメンテナンスが義務付けられていないこと等を踏まえたものである。

(24. 4. 30 事務連絡 介護保険最新情報 vol. 1261 令和6年度介護報酬改定に関する Q&A vol. 5)

Q23 選択制の対象である福祉用具を貸与から販売に切り替える際、既に当該福祉用具の販売が終了していて新品を入手することが困難な場合は、同等品の新品を販売することで代えることは可能か。

A23 利用者等に説明を行い、同意を得れば可能である。

(24. 4. 30 事務連絡 介護保険最新情報 vol. 1261 令和6年度介護報酬改定に関する Q&A vol. 5)